

# 12月定例会

## 12月5日から13日まで開催されました

町長提出議案は、令和元年度松伏町一般会計補正予算、特別会計補正予算、「松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」など12件が提出され、いずれも可決された。

議員提出議案は、「令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」「子どもに対する医療費助成制度の充実拡大と窓口無料化に向け埼玉県としてさらなる努力を求める意見書」は、全員賛成で可決。「介護保険制度の改悪に反対する意見書」は賛成少数で否決された。

### 令和元年度松伏町一般会計補正予算（第5号）

補正予算額 7,675千円で、総額85億1,358万9千円となりました。

主な内容	・ 工作物補償金	9,997千円
	・ 重度心身障害者医療支給費	3,161千円
	・ デイサービス受入促進事業補助金	3,000千円

### 令和元年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正予算額 777千円

主な内容	・ 一般被保険者過年度還付金	600千円
------	----------------	-------

なお、松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）△2,558千円は、公債費利子の確定に伴うもの。

松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）98千円、松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、職員の給料月額及び職員手当等の額の改定に伴うもの。

### 松伏町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

**質疑** 条例の制定の目的は。 **答** 非常勤職員の法的な位置づけを明確にする法整備の下、任用の要件が厳格化されたため。

**質疑** 主な職種の報酬の制定、決定方法は。 **答** 会計年度任用職員の職務の責任に応じた額を、今後、規定で定める予定。報酬に一定の上限を設けることが適当であると考えている。

**質疑** パートタイムの会計年度任用職員の期末手当が勤勉手当相当分の1.9か月が支給されないとの考えはどこから来ているか。

**答** パートタイムの会計年度任用職員については、時間が正規職員に比べて短いという規定がある。期末手当は支給する範疇にということで考えている。

## 松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

**質疑** 松伏町国民健康保険条例の上限額を増加することの町民への影響は。

**答** 今回上限を85万円から96万円に引き上げることによる影響は97世帯となる。国保税への影響額は、今年度の課税対象者の前年度所得で試算すると746万円となる。

## 意見書

**可決**

### ●子どもに対する医療費助成制度の充実拡大と窓口無料化に向け埼玉県としてさらなる努力を求める意見書

少子化と子供の貧困が社会問題化する中で、安心して子供を産み育てられる環境をつくることが重要な政治課題となっています。中でも、子どもに対する医療費助成制度は子育て支援の主要な柱であると考えます。

埼玉県内の市町村が実施する子ども医療費無料化制度の対象年齢は、平成31年度4月現在、通院について15歳までが42市町村、18歳までが21市町村、入院については15歳までが39市町村、18歳までが24市町村と広がっています。

一方、埼玉県の助成制度の対象年齢は就学前までにとどまっています。また、ほとんどの都道府県が現物給付（窓口払い無償化）を実現している中で、償還払いは、奈良県と埼玉県のみとなっています。

埼玉県市長会及び町村会は、県への予算要望及び施策の重点要望として、毎年乳幼児医療費助成制度の充実を挙げています。内容は、所得制度の撤廃、窓口払いの廃止、対象年齢を中学校修了まで引き上げることなどです。同様の要望を町村議長会も提出しています。しかし、県は平成20年1月に対象年齢の拡大を実施して以来10年以上も拡大なく、現在に至っています。

今後、市町村の事情によって格差が生まれぬ安定した助成制度を実現し、安心して子育てできる埼玉県にするため、県内の市町村の事業を後押し、子どもに対する医療費助成制度の充実拡大（対象年齢拡大、所得制限の撤廃）と県内すべての自治体での窓口無料化の実現に向けて、埼玉県としてさらなる努力を強く求めます。

**可決**

### ●令和元年台風19号等からの復旧、復興に向けた対策を求める意見書

- 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品、宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。